



特別公開講演 夏目漱石生誕150年 「日本マンガって何?—海外マンガから 相対化される日本マンガ像を語る—」

7月15日(土) 午後2～4時 学習院大学中央教育研究棟301教室(目白1-5-1)◇トキワ荘をはじめ、並木ハウスや乙女ロード、アニメイト本店など、マンガとアニメの聖地として親しまれている豊島区。区が世界に誇るマンガ文化についてお話しします。講師…当大学大学院人文科学研究科身体表象文化学専攻教授/夏目 房之介氏◇200名◇1,000円※区内在学の方、立教セカンドステージ生は無料。

申ファクスかEメールで「生涯学習振興グループ」☎3981-1577、EメールA0014606@city.toshima.lg.jpへ※先着順。
問当グループ☎4566-2762



ると、医療機関への支払いが「自己負担限度額」までとなります※「限度額適用認定証」は保険料に未納があると交付できない場合があります。詳細は問い合わせてください。
問当課給付グループ☎3981-1296

平成29年度の国民年金保険料 免除申請のご案内

平成29年7月～平成30年6月分の国民年金保険料免除申請の受付を開始します。

◇免除申請できる方…国民年金1号加入中で経済的に保険料の支払いが困難な方。ただし、本人や配偶者・世帯主の前年所得などに基づく審査があります※退職などで保険料を納めることが難しい方は、前年所得に基づくことなく制度を利用できる場合があります。

◇その他の制度…①学生納付特例制度(学生の方)、②学生以外の50歳未満の方が世帯主の所得が多くても申請できる納付猶予制度
※国民年金保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取れない場合がありますのでご注意ください。

問国民年金グループ☎3981-1954、池袋年金事務所☎3988-6011

後期高齢者医療

8月から減額認定証が 新しくなります

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)をお持ちの方で、8月以降も対象となる方には、新しい減額認定証を7月下旬に普通郵便で送付します。
◇有効期間…8月～平成30年7月
◇対象…後期高齢者医療制度の加入

者で、世帯全員の住民税(平成29年度)が非課税の方※交付対象者で減額認定証をお持ちでない方は、申請してください。

問後期高齢者医療グループ☎3981-1332

福祉



新規介護予防サポーター養成講座

●認知症サポーターについて…7月7日(金) 午前10時～正午、●介護予防サポーターについて…7月7日(金) 午後1時30分～4時30分、7月10日(月) 午前10時～午後4時30分 いずれも高田介護予防センター◇認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守る応援者のための講座。シニアをサポートをする基礎知識と実技を学ぶ。講師…早稲田大学スポーツ科学学術院非常勤講師/荒木邦子氏ほか◇区内在住の40～70代までの健康な方で、全日程参加できる方◇30名

問電話で介護予防・認知症対策グループ☎4566-2434へ※先着順。

障害者アート教室(全10回)

8月27日、9月10・24日、10月22日、11月26日、12月10日、平成30年1月14・28日、2月11・25日 日曜日 午前9時30分～11時30分 駒込生活実習所・福祉作業所◇絵画、造形、書などの題材に取り組む◇区内在住、在勤、在学、通所施設利用の18歳以上で、障害者手帳をお持ちの方または難病・発達障害などの方◇20名

問電話かファクスかEメールで7月31日までに「政策推進グループ」☎3981-1766、☎3981-4303、EメールA001560@city.toshima.lg.jpへ※先着順。

税・国保・年金



区民税・都民税の納付が確認できない方へ催告書を送付します

平成25年度第1期分(平成25年7月1日納期限)～平成28年度第4期分(平成29年1月31日納期限)の納付が確認できない方へ、7月4日(火)に催告書を送付します。催告期限7月18日(火)までに納付してください。
◇夜間窓口開設日…7月12日(水) 午後5～7時

問税務課整理第一・第二グループ☎4566-2362

高齢受給者証をお持ちの方へ

7月24日(月)に新しい高齢受給者証を送付します。高齢受給者証の更新は、毎年8月に行ないます。該当世帯の前年(平成28年中)の所得状況に基づき、一部負担割合を再度判定し、新しい高齢受給者証を黄色い封筒の普通郵便で送付します。詳細は、資

格・保険料グループまで問い合わせてください。

問当グループ☎4566-2377

国民健康保険加入者の方へ 高額療養費が支給されます

病気やけがなどで医療機関にかかり、「自己負担限度額」を超えて一部負担金を支払ったときは、超えた分が「高額療養費」として支給されます。高額療養費の計算は、月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に計算します。入院時の食事代や差額ベッド代など保険対象外の負担は除きます。

◇申請方法…該当する方に、診療月の3～4か月後に「高額療養費の申請について」というお知らせを送付します。届いたら国民健康保険課へ申請してください。

◇「限度額適用認定証」を使用する場合…「限度額適用認定証」(70歳未満の方)または「高齢受給者証」(70歳以上75歳未満の方。一定の要件に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」も必要)を初めに提示す

平成29年度の一部負担金割合が変わる方に後期高齢者医療被保険者証を送付します

新年度の住民税課税所得などに基づき、毎年8月1日に自己負担の割合(下表①)を決定します。自己負担の割合が変更になる方へ7月中旬に新しい保険証を簡易書留で送付します。ただし、3割に変更になった方でも「基準収入額適用申請書」を提出することで1割負担に変更できる場合(下表②)があります。該当すると思われる方には申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなどを添えて提出してください)。

問後期高齢者医療グループ☎3981-1332

表① 自己負担割合

自己負担の割合	所得区分	平成29年度住民税課税所得(平成28年中の所得から算出)
1割	一般	同じ世帯の後期高齢者被保険者全員がいずれも145万円未満の場合
3割	現役並み所得	同じ世帯の後期高齢者被保険者の中に145万円以上の方がいる場合

表② 3割負担から1割負担に変更できる場合(基準収入額適用申請)

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準(平成28年1月から12月までの収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満 ただし383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

非核都市宣言35周年展

●記念式典…7月2日(日) 午前10時から◇柔道パラリンピアン初瀬勇輔氏の講演など。

●展示会…7月2日(日)～6日(木) 午前9時～午後5時(2日は午後1時開場、6日は午後3時終了)◇丸木美術館所蔵の「原爆の図」原寸大複製画や非核・平和をテーマとしたパネル・被災物品などを展示。

いずれもとしまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)問当日直接会場へ。

問総務課総務グループ☎3981-4451



▲原爆の図 第1部「幽霊」